

# 労働組合つぶしの大弾圧を許さない！ 関西生コン支部を支援しよう！ 憲法28条(労働三権)は民主主義の基本！ 勝利のために・・・大カンパのお願い

## 組合つぶしの国策弾圧を許さない！

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（関生支部）に対して、労働運動を犯罪にでっち上げる不当極まりない弾圧が続いています。2018年夏以来、関生支部組合員と業界改善に取り組む経営者に対して、警察（滋賀県警・大阪府警・京都府警・和歌山県警）は逮捕を繰り返し、その数は、のべ89名にものぼります。関生支部の委員長・副委員長は、繰り返される逮捕により、640日を超えて不当勾留を強いられました。

大阪では、ストライキを「威力業務妨害」とされ、滋賀では工事現場で法令遵守を啓発する「コンプライアンス活動」が「威力業務妨害」や「恐喝」とされています。京都では、子どもを保育所に預けるために“就労証明書”の発行を求めたことが「強要未遂」とされています。

本来、労働組合の活動は、憲法28条や労働組合法で保護されています。ストライキが業務の妨害になるの

は当たり前ですが、それが罪に問われないのは、憲法によってストライキが労働者の権利として保障されているからです。労働組合法は正当な組合活動に刑事免責を認めています。今回の大弾圧は、憲法28条や労働組合法を死文化し、影響力のある労働組合を解体しようとする警察・検察あげての国策弾圧です。このような弾圧がまかり通れば、当たり前の労働運動や市民運動ができなくなってしまいます。労働者・市民の権利の危機です。ともに声をあげていきましょう！

憲法28条：勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。  
労働組合法1条2項：刑法第35条（法令又は正当な業務による行為は、罰しない。）の規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であつて前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて適用があるものとする。但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されてはならない。

銀行からも振り込めます

送金は郵便振替のほか、ゆうちょ銀行でも扱っています。（口座名：労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会）  
【ゆうちょ銀行から振り込む場合】記号：14010/番号：32578921  
【他の金融機関から振り込む場合】店名：四〇八(ヨンゼロハチ)/店番：408/預金種目：普通預金/口座番号：3257892

払込取扱票	
00	口座記号・番号はお間違のないよう記入してください。
* 口座記号	* 口座番号(右詰で記入)
00970-8	282882
* 加入者名	金額
労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会	料 金
* 通 信 欄・ご依頼人	備 考
日 附 印	備 考

これより下部には何も記入しないでください。裏面の注意事項をお読みください。

振替払込請求書兼受領証	
* 口座記号番号	00970-8
* 加入者名	282882
* 金額	労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会
* 振替種目	おなまえ
* 依頼人	労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会
* 料 金	(消費税込) 日 附 印
* 備 考	円

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。切り取らないでお出ください。

各業の※印欄は、ご依頼人において記載して下さい。受領書は大切に保管して下さい。

★関西生コンへ込めた思い、弾圧に対する抗議など、ぜひなにかメッセージをお願いします。運動への共感を広めましょう。読みやすくしていいいな字でお願いします。



# 団体交渉の要求、正社員化、賃上げ、就労証明書の発行要求… こんな当たり前の組合活動が“犯罪”にされ、懲役1年！

司法も国策弾圧に手を貸しています。  
2020年10月8日大阪地裁は、ストライキを“威力業務妨害”として、ストライキの現場に参加していなかった執行委員を含めて2名に「懲役2年6ヵ月・執行猶予5年」の有罪判決を行いました。「共謀罪」の先取り弾圧です。  
12月17日京都地裁は“就労証明書”の要求を「強要未遂」として2名に「懲役1年、懲役8ヵ月、それぞれ執行猶予3年」という判決を出しています。  
京都の事件では、長期にわたり日々雇用で加茂生コンに勤めていた労働者が、労働条件の向上、正社員化を求めて労働組合に加入し、労働組合役員らが加茂生コンに

団体交渉を要求しました。しかし加茂生コンは、一向に団体交渉に応じようとしません。それどころか、組合加入以前は発行していた就労証明書の発行を拒否したり、雇用関係を否定してタイムレコーダーを引き上げたり、露骨に労働組合を嫌悪する姿勢を取ってきました。2019年12月12日、大阪府労働委員会は本件に関して、団体交渉応諾義務違反として加茂生コンの不当労働行為を認定しました。違法行為を働いたのは会社の方であり、労働組合は当たり前の要求を行ったに過ぎません。このことが「強要未遂」として事件にでっち上げられたのです。判決直後の「裁判官は間違っている」という当事者の声はまったく当然です。

## 戦前の治安維持法体制さながらの強権支配をゆるさない！

いつの時代も、独裁的に政治権力を握ろうとする者がいます。そうした権力者にとって、資本家と対抗しうる闘う労働組合は邪魔なのでしょう。  
警察・検察は捜査の中で、関生支部の組合員や家族に、関生支部を脱退するように執拗に働きかけています。国家権力を使った不当労働行為に他なりません。  
コロナ禍の苦境の中で、迅速な政策決定を求めるあまり民主主義や人権を無視したり、同調圧力が強まったり、という流れも見えます。でも、社会を動かし、より良い社会を創るのは、人民の団結と連帯です。労働者市民の結社の自由、表現の自由を奪い、為政者の好き勝手に社会を動かそうとする国策弾圧に負けるわけにはいきません。

絶対に勝ち抜く決意と、より多くの労働者・市民の力と、闘い続ける資金が必要です。勝利のために大カンパを訴えます。



カンパ連絡先 06 (6881) 0781

●労働組合つづぐしの大弾圧を許さない実行委員会

- (ご注意)
- ・この用紙は、機械で処理しますので、口座記号番号及び金額を記入する際は、枠内にはっきりとご記入ください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
  - ・この用紙は、ゆうちょ銀行または郵便局の払込機能付 ATM でもご利用いただけます。
  - ・この払込書をゆうちょ銀行または郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証等を必ずお受け取りください。
  - ・この用紙による払込料金は、ご依頼様が負担することとなります。
  - ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおとこ、お名前等は、加入者様に通知されます。
  - ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。



この場所には、何も記載しないでください。